

## 街美化アダプト制度実施要綱

### (制度の目的)

第1条 この制度は、公園、緑道、道路や河川敷等(以下「公共施設等」という。)の美化活動等を市民が自発的に行うことにより、公共施設等への愛着心や責任感を創出し、市民とのパートナーシップに基づく、まちづくりを推進することを目的とします。

### (対象団体)

第2条 街美化アダプト制度(以下「アダプト制度」という。)に基づく活動を行う自治会、子ども会、老人クラブ、商店会、企業、NPO、有志団体など(以下「活動グループ」という。)で、構成員が原則として5名以上の団体とします。

### (活動内容)

第3条 アダプト制度の活動内容は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 花植え等の美化活動
- (2) 施設損傷等の連絡
- (3) 散乱ゴミの収集
- (4) 公共施設内の除草
- (5) その他、公共施設等の美化に有効な活動

2 活動により収集したゴミ等の搬出は、別途、施設管理者等と協議することとします。

3 活動グループは、原則年1回、活動結果を市長に報告することとします。

### (合意)

第4条 活動グループと市長は、活動内容等について合意書を取り交わします。

### (標準型を基本)

2 次に掲げる場合は合意を取り消すこととします。

- (1) 活動グループから市長に合意の取消しの申し出があったとき。
- (2) 活動グループが合意の内容を履行していないと市長が認めたとき。
- (3) 活動グループがアダプト制度にふさわしくない行為をしたと市長が認めたとき。

### (安全の確保等)

第5条 活動にあたっては、活動グループが責任を持って事故やけがの無いよう安全に十分注意することとします。

- 2 活動中の事故については、市民活動サポート補償制度（以下「市民活動サポート補償」という。）の適用対象となります。
- 3 活動グループは活動中に事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告することとします。

（市の支援）

第6条 市長は、活動グループに対し、次に掲げる支援を行います。

（1）活動支援費（活動に伴う清掃用具、消耗品の購入等活動に係る経費）等の支給

（2）活動表示看板の支給（希望団体）

（3）市民活動サポート補償の運用

（4）その他、活動に必要な支援

（その他）

第7条 実施に際して必要があれば、この要綱を基本に、各施設管理者が施設の特性等を考慮し、別途、要領を定めることとします。

附 則

本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(標準型)

## 街美化アダプト制度合意書

\_\_\_\_\_ (以下「活動グループ」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、 年 月 日から 年 月 日までの間、街美化アダプト制度実施要綱に基づき、活動グループは公共施設等の里親として愛着や責任を持って守り育て、市は活動グループに対して必要な支援を行うことについて、次のとおり合意します。

1 活動グループが里親となる公共施設等の名称 \_\_\_\_\_  
所在地 相模原市 \_\_\_\_\_

2 活動グループの活動内容

- (1) 花植え等の美化活動
- (2) 施設損傷等の連絡
- (3) 散乱ゴミの収集
- (4) 施設内の除草
- (5) その他 ( )

3 市の支援

- (1) 活動支援費等の支給
- (2) 活動表示看板の支給(希望団体)
- (3) 市民活動サポート補償の運用
- (4) その他、活動に必要な支援 ( )

4 その他

年 月 日

活動グループ 団体名 \_\_\_\_\_  
(代表者)氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_

相模原市  
市 代表者 相模原市長 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 相模原市中央区中央2丁目11番15号